

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（公益財団法人西宮市大谷記念美術館）、出資団体監査（西宮市土地開発公社）及び指定管理者監査（奥アンツーカ株式会社）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

平成28年7月6日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	野口 あけみ
同	山田 ますと

付 記

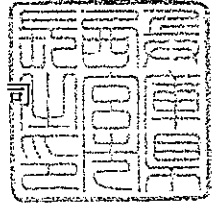
措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年5月27日
公益財団法人 西宮市大谷記念美術館	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年3月31日
西宮市土地開発公社	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年5月24日
奥アンツーカ株式会社	平成27年11月19日	平成27年11月20日	平成28年3月31日
措置の内容	別紙のとおり		



西管発 第 19 号  
平成 28 年 5 月 24 日

西宮市監査委員 亀井 健 様  
同 鈴木 雅一 様  
同 河崎 はじめ 様  
同 杉山 たかのり 様

西宮市長 今村 岳



監査結果報告に係る措置状況について (通知)

このことについて、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次の通り通知します。

- 1 措置を講じた部局 総務局
- 2 監査結果報告名 出資団体監査結果報告  
(西宮市土地開発公社)
- 3 監査結果提出日 平成 27 年 11 月 19 日報告監第 15 号
- 4 措置状況 別紙のとおり

出資団体監査報告書に基づき講じた措置  
(平成27年11月19日付報告監第15号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書15-5頁

3 財務状況

(1) 収支決算書

土地造成事業において、諸経費として、分譲のためのパンフレットやのぼりの作成、ラジオCMの放送料なども原価算入されていますが、これらは期間費用として販売費及び一般管理費で計上しておくほうが土地開発公社経理基準要綱に沿った取扱であると思われます。

(講じた措置)

土地造成事業における、パンフレットやのぼりなどの作成の需用費、ラジオCM放送料などの役務費については、平成28年度より販売費及び一般管理費に計上することとし、改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書15-5頁

3 財務状況

(1) 収支決算書

年度末に発生した交通費等を完成土地等売却原価に含めず棚卸資産として計上し、売却収益は翌年度に現金主義で経理されていますが、交通費等を売却原価に含めて計上し、あわせて売却収益を未収金として経理することとしたほうが、発生主義に基づいた期間損益計算の観点からもより適切な処理になると思われます。

(講じた措置)

平成27年度の決算処理より年度末に発生した公社職員の交通費等を売却原価に含めて計上し、あわせて未収金として経理するように、改善を図りました。  
また、年度末に発生した公社職員の交通費等を含めて、発生年度に経理処理が可能となるように、西宮市と西宮市土地開発公社との間で、経理処理の改善に伴う土地売買契約の変更契約を締結しました。

5 事務処理等の状況

26年度における事務処理について、総勘定元帳、入金・出金伝票、事業実施関係書類等を抽出調査し、また、委託業務について7件、請負業務について5件を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ① 情報公開請求に伴う写しの交付で、当該写しの作成及び送付に要する費用について要領で規定されていないもの

(講じた措置)

情報公開請求に伴う費用については、西宮市土地開発公社情報公開要綱の第14条第2項を「前項の費用の種別及び負担すべき額は、西宮市情報公開条例施行規則を準用する。」と改正することにより、改善を図りました。

5 事務処理等の状況

26年度における事務処理について、総勘定元帳、入金・出金伝票、事業実施関係書類等を抽出調査し、また、委託業務について7件、請負業務について5件を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ② 基本財産1,000万円を2年定期預金で運用しているが、資産運用要綱における原則1年以内の運用期間となっていないことについて、決裁書でその経緯等が明らかになっていないもの。

(講じた措置)

資産の運用期間については、決裁書において、より有利な利率を見込めることから、1年もの及び2年ものについての見積依頼の詳細を明記し、運用方法の決定にいたる経緯等が明らかになるように、改善を図りました。また、公社資産運用要綱の見直しについても検討をします。

## 5 事務処理等の状況

26年度における事務処理について、総勘定元帳、入金・出金伝票、事業実施関係書類等を抽出調査し、また、委託業務について7件、請負業務について5件を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ③ 名塩さくら台清算内訳書で、分譲経費、管理経費及び事務費について文書による取り決めがなく、口頭での協議によっているもの

## (講じた措置)

名塩さくら台分譲における、分譲経費、管理経費及び事務経費については、名塩財産区と西宮市土地開発公社との間で、平成28年2月15日に土地売買予約契約の変更契約を締結し、契約第4条に次の項目及び各号を加え、文書による取り決めを行い、改善を図りました。

(土地売買予約契約第4条に追加)

3 前項に規定する売買代金については、次の各号に掲げる経費の合計金額を控除した金額とすることとする。

- (1) 事務費は、予約完結の意思表示通知の買受総額の2%相当の金額とする。
- (2) 分譲経費は、鑑定料、パンフレット作成費及び立看板制作費等の合計金額と、その合計金額の10%相当の金額(ただし、10%相当の金額が20万円未満であった場合は、20万円とする。)を諸経費として加算した金額とする。
- (3) 管理経費は、除草等事務費、不法投棄物処理業務費等の合計金額と、その合計金額の10%相当の金額を諸経費として加算した金額とする。

## (指摘及び改善要望)

## 5 事務処理等の状況

26年度における事務処理について、総勘定元帳、入金・出金伝票、事業実施関係書類等を抽出調査し、また、委託業務について7件、請負業務について5件を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ④ 委託業務完了届の提出日と完了確認日が整合していないもの
- ⑤ 宅地造成工事の契約書において支払条件の記載に誤りがあったもの

## (講じた措置)

委託業務完了届の日付等については、複数の職員によるチェック体制を徹底し、整合された日付となるよう努めます。

また、工事契約書の記載内容についても、複数の職員によるチェック体制を徹底し、記載内容に誤りが発生しないよう努めます。

5 事務処理等の状況

26年度における事務処理について、総勘定元帳、入金・出金伝票、事業実施関係書類等を抽出調査し、また、委託業務について7件、請負業務について5件を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ⑥ 工事契約を締結する段階で支出負担行為が行われていないもの

(講じた措置)

一部の工事契約について、契約締結する段階で支出負担行為が行われていないものがありました。

このことについて、工事契約の締結など、支払いをしようとする場合には、支出負担行為伺書を作成することとして、事務処理の改善を図りました。

5 事務処理等の状況

26年度における事務処理について、総勘定元帳、入金・出金伝票、事業実施関係書類等を抽出調査し、また、委託業務について7件、請負業務について5件を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ⑦ 少額随意契約工事について、同時期に同地区で行われている除草業務で4本に分割発注されているもの、補償契約による事務執行が望ましいと思われるもの、本体工事を変更契約できるもの

(講じた措置)

少額随意契約の発注に際しては、業務の内容と目的をふまえ、同業者への発注について、適切に対応してまいります。

また、補償契約や本体工事の変更等が望ましい発注業務についても、業務の内容と目的をふまえ、適切に対応してまいります。

5 事務処理等の状況

26年度における事務処理について、総勘定元帳、入金・出金伝票、事業実施関係書類等を抽出調査し、また、委託業務について7件、請負業務について5件を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ⑧ 年度初めに契約した工事や年度末を工期とした工事について、出来高等の確認が不十分なものや施工区分の明確化が図れていないもの

造成工事に必要な開発許可等の許認可やライフライン管理者との調整により、造成工事の進捗に不確定な要素が多いことから、年度末に完了できる範囲で造成工事の変更契約が行われていますが、そのために工事を中断し、新たな工事を発注する必要が生じています。事務処理の適正化と効率化を図るための方策を検討してください

(講じた措置)

工事施工に際しては、早期発注に努めるとともに工程管理及び進捗管理の徹底を図り、工期の適正化に努めます。工事内容や出来高等の変更契約についても、事務処理の適正化を図ります。

5 事務処理等の状況

26年度における事務処理について、総勘定元帳、入金・出金伝票、事業実施関係書類等を抽出調査し、また、委託業務について7件、請負業務について5件を抽出し、契約関係図書一式など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ⑨ 写真管理が不十分なもの、設計変更に関わる工事打合せ簿や指示伺が不備なもの

(講じた措置)

工事の施工管理については、工事写真や指示伺書等の整理点検を徹底し、適正化に努めます。

## 6 む す び

土地造成事業は造成地ごとに市と基本協定書を締結し、毎年度、造成工事の業務委託契約書を締結したうえで年度末に清算し、単年度会計の原則に基づき執行され、完成した土地を順次分譲しています。これらの一連の事務処理について、基本協定書に処理方法や様式の定めがないことから、元年4月1日に締結した「公共用地等の先行取得に関する協定書」に準じており、先行取得と造成・分譲では整合しないところがあります。公社が担う事業の変化にあわせて、現在の状況に適合するように、造成・分譲に関する事務処理要領を定めるなど、事務手続きの見直しを検討してください。

## (講じた措置)

宅地造成業務における委託料の取り扱いについては、西宮市との間で締結する業務委託契約書に、次のように見直して改善を図りました。

第2条 業務の委託料は、別紙の見積りの範囲内とする。

2 前項の別紙の見積りには、「市有地の売却業務に係る基本協定」第3条に規定する費用に5%を乗じた諸経費相当額を含むものとする。

市からの受託分譲業務における手数料の取り扱いについては、西宮市との間で締結する業務委託契約書に、次のように見直して改善を図りました。

第2条 業務の委託料は、別紙の見積りの範囲内とする。

2 西宮市は、委託料を業務完了後、西宮市土地開発公社の請求により支払うものとする。

3 前項に規定する請求には、事務経費として分譲価格の総額の0.2%相当額を含むものとする。

分譲業務における事務費の取り扱いについては、西宮市との間で締結する土地売買契約書に、次のように見直して改善を図りました。

第3条 西宮市土地開発公社は、前条の売買代金から未分譲物件の売買代金及び西宮市土地開発公社が事業に要した経費を控除した額を売買代金とし、事業終了後すみやかに西宮市に支払う。

2 西宮市土地開発公社は、前項に規定する売買代金から事務費として売買代金の2%相当額を控除する。